



入居募集



新規	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃		専身
					家賃	専身	
継続	宮下	3LDK	昭和59年	1	13,400円～	26,200円	不可
	旭日	3LDK	平成5～7・9～11年	8	21,000円～	53,600円	不可
	新日の出	1LDK	平成28年	1	16,600円～	38,100円	可
	宮下	3LDK	昭和59年	2	13,400円～	27,100円	不可
	潮見	3LDK	昭和61～63年	6	16,000円～	40,500円	不可
	魚田	3LDK	昭和55年	1	11,100円～	22,500円	可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～	17,500円	可

●町営住宅

新規	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃		専身
					家賃	専身	
継続	宮下	3LDK	昭和59年	1	13,400円～	26,200円	不可
	旭日	3LDK	平成5～7・9～11年	8	21,000円～	53,600円	不可
	新日の出	1LDK	平成28年	1	16,600円～	38,100円	可
	宮下	3LDK	昭和59年	2	13,400円～	27,100円	不可
	潮見	3LDK	昭和61～63年	6	16,000円～	40,500円	不可
	魚田	3LDK	昭和55年	1	11,100円～	22,500円	可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～	17,500円	可

●サンライズビレッジ

新規	間取り	建築年度	戸数	家賃		専身
				家賃	専身	
継続	1LDK	平成5・6年	2	30,000円	専用	

●すもっとうむ

新規	間取り	建築年度	
		家賃	専身
1	1K	平成28年	専用
		34,000円	

継続	間取り	建築年度	
		家賃	専身
4	1K	令和4年	専用
		34,000円	

●勤労者住宅

・勤労者住宅は入居の要件が異なりますので、管財係まで問い合わせ願います。

●申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

・令和4年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。

●選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

税金

税を考える週間

国税庁では、11月11日(金)から11月17日(木)までを「税を考える週間」としています。

令和4年の「税を考える週間」は、「これからの社会に向かって」をテーマとして、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施します。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

●国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

●閩紋別務署

(紋別市南が丘町2丁目)

☎ 23・2191

社会福祉

特設人権心配ごと相談所開設

全国人権擁護委員連合会では、12月4日(日)から10日(土)までを「人権週間」と定めています。期間中は、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を行っています。

雄武町人権擁護委員協議会では、期間中に特設人権心配ごと相談所を開設します。人権問題でお悩みの人は、ご相談ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

開設日時 12月5日(月) 13時～15時

開設場所 役場庁舎別館中会議室

閩福祉給付課社会福祉係

閩雄武町人権擁護委員協議会事務局

人権擁護委員の委嘱について

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的に全国の市町村に配置されています。

このたび、松嶋恵美子氏と池慶二氏が10月1日付けで法務大臣から委嘱されましたのでお知らせします。

閩福祉給付課社会福祉係

所得税・復興特別所得税の予定納税

予定納税が必要な人には、6月中旬に紋別税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

●予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合に、原則としてその3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度です。

●予定納税額の納付

振替納税を利用している人は、納期限(11月30日(水))に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

そのほかの人は、納期限までに金融機関または紋別税務署の窓口で納付してください。なお、第2期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付することができま

す。詳しくは、国税庁ホームページを確認ください。

また、インターネットを利用して専用のweb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ

で確認ください。

e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

●国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

●閩紋別務署

(紋別市南が丘町2丁目)

☎ 23・2191

知っていますか？インボイス制度

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日(金)までに登録申請が必要となります。

●インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税などを伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書などの書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要

です。登録は課税事業者が受けることができます。

●インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません